

山梨県の最低賃金

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます。

	最低賃金件名等	時間額	効力発生日
山梨県最低賃金	山梨県内で働く常用・臨時・パートなど全ての労働者に適用されます。但し、下記の2業種は該当する特定最低賃金が適用されます。	784円	平成29年10月14日
特定最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	869円	平成29年12月27日
	自動車・同附属品製造業	875円	平成29年12月15日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当
臨時に支払われる賃金

時間外・休日・深夜手当
1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定の許可を受けた者については、最低賃金の減額特例が認められます。

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、地域別最低賃金又は特定最低賃金の減額特例が個別に認められています。

4 特定最低賃金の適用の範囲及び適用除外は以下のとおりです。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

適用の範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業 (3)情報通信機械器具製造業
(4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

適用の除外 (1)18歳未満又は65歳以上の者
(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。)
(3)次に掲げる業務に主として従事する者
「業務に主として従事する者」とは、次の から の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。
清掃又は片付けの業務
手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務
手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

適用の範囲 (1)自動車・同附属品製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
(3)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

適用の除外 (1)18歳未満又は65歳以上の者
(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。)
(3)次に掲げる業務に主として従事する者
「業務に主として従事する者」とは、次の から の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。
清掃又は片付けの業務
手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レットル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)
手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鯉沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鯉沢655-50	(0556-22-3181)